

	文書分類番号	H-2A5-014	制定日	2011年03月01日
			改訂日	2024年04月01日
	版数	8版	管理部門	法人本部

介護予防および認知症対応型共同生活介護 グループホームハーモニー笹部運営規定

令和6年4月1日 改定

社会福祉法人ハーモニー

介護予防および認知症対応型共同生活介護 グループホームハーモニー笹部運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人ハーモニーが開設する認知症対応型共同生活介護事業所〔介護予防認知症対応型共同生活介護事業所〕（以下、「当施設」という）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要支援2および要介護者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）の心身の状況により、共同生活住居において家庭的な環境のもとで可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減を図るために、グループホームによるサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設の運営にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立の支援と日常生活上の世話および機能訓練をおこない、利用者の不安解消ならびに家族の心身の負担軽減に努める。また、居宅介護支援事業者、協力医療機関、関係市町村、地域の保健福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 当施設では、利用者の人権擁護、虐待防止の為、身体拘束廃止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し年2回以上研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 3 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して日常生活上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 当施設では、介護保険法第118条第2第1頁に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕提供の終了に際しては利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
-

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 グループホームハーモニー笹部
- （2） 開設年月日 平成23年3月16日
- （3） 所在地 長野県松本市笹部 2丁目6番 54-2号
- （4） 電話番号 0263-88-6981 FAX番号 0263-88-6982
- （5） 管理者名 浅井 健一
- （6） 介護保険指定番号 認知症対応型共同生活介護（ 2090200185 ）

（職員の職種および員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1） 管理者 1人（常勤） 計画作成担当者を兼務
- （2） 計画作成担当者 2人（常勤） 管理者および介護従事者を兼務
- （3） 介護職員 1人以上（常勤）

（職員の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者は従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- （2） 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- （3） 介護職員は施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活の介護をおこなう。

（入所定員）

第7条 当施設の入所定員は、18人とする。

（サービス提供に当たっての方針）

第8条 要支援および要介護者であり、認知症の状態にある者の心身の状況に照らし、日常生活支援、日常生活における機能訓練、その他必要な支援等が必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供する。

- 2 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 3 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 4 サービスの提供にあたっては、計画作成担当者が作成する施設サービス計画に基づいて、日常生活上の世話をを行う。なお、施設サービス計画については、その原案について入所者及びその家族に対して説

明を行い、同意を得るものとする。

- 5 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院並びに協力歯科医療機関を定めておくものとする。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、利用料負担説明書（別紙）により支払いを受ける。
- （2） 利用料として家賃、食事の費用、水光熱費、理美容代、オムツ代、その他の費用等利用料を、利用料負担説明書により支払いを受ける。

（施設サービスの内容）

第10条 当施設は利用者が共同生活を送る住居において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、常にご家族と連携して次のサービスの提供をおこなう。

- 2 利用者個々の残存機能・能力を十分に活かした共同生活の支援
- 3 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練の実施
- 4 利用者の健康状態を常に確認するとともに、健康維持のための適切な処置の実施
- 5 利用者のためのレクリエーションの実施
- 6 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者および家族に対して相談等の精神的ケアおよび認知症予防ケアの実施
- 7 その他利用者の生活向上のために必要な援助

（身体の拘束等）

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を経過・検討記録に記載する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、必ず面会者名簿に記入してください。
（面会時間は、施設で指定した時間をお願いします）
- ・外出・外泊は、所定の手続きが必要となりますので、3日前までに職員まで申し出てください。
- ・飲酒については職員にご相談ください。喫煙は決められた場所をお願いします。
- ・火気の取扱いは禁止します。（キッチンの利用を希望される際は職員まで申し出てください）
- ・設備器具は本来の用法に従ってご利用ください。また、不明な点は職員に申し出てください。
- ・所持品・備品等を持ち込む場合は、全品名前の記入をしてください。
- ・金銭・貴重品はお持ちにならないようにお願いします。

- ・外泊中受診された場合は必ず職員までお知らせください。
- ・宗教活動は禁止します。
- ・ペットは持ち込まないでください。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

（入退去にあたっての留意事項）

認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は

要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - (4) 伝染性疾患を有する者
 - (5) 疾病により、利用が困難と認められる者
 - (6) 著しく共同生活を乱す恐れがある者
 - (7) その他、入居が不相当と認める正当な理由がある者
2. 入居申込者の入居に際しては主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 3. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
 4. 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（苦情処理）

- 第13条 提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第22条の規程による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（非常災害対策）

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、

また、消防法第8条に規定する防災管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年1回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生時の対応）

- 第15条 当施設は、安全にかつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、入所者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医療対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
 - 3 入所者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

（職員の服務規律）

- 第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

- 第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 社会福協議会などが行う福祉職員生涯研修及び認知症研修

（職員の勤務条件）

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人ハーモニーの就業規則による。

（職員の健康管理）

- 第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜間勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止および食中毒予防のための研修及び訓練を年2回以上実施する。

（守秘義務）

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（身元引受人）

第22条 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいう。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額として300万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責務を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の対応、または利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。ただし、遺体の引き取りについては、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（虐待防止に関する事項）

第23条 利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発防止をするため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. グループホームはサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（運営推進会議）

第24条 グループホームの行う認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。

2. 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表、松本市または地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕についての知見を有する者で構成するものとする。
3. 運営推進会議の開催は概ね2月に1回以上とし運営推進会議に対し提供しているサービス内容及び活動状況等を報告し運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

（業務継続計画の策定等）

第25条 グループホームは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. グループホームは従業者に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. グループホームは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第26条 地震等非常災害やその他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
3. グループホームは適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. グループホームは認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備しそのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、開設法人と施設管理者との協議にもとづいて定めるものとする。
-

（外部評価の実施と結果の開示）

第27条 当施設は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行います。それにより介護の質の改善を図ると共に、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示をします。またインターネットを活用する方法などにより、開示をしています。

外部評価の有無	有
直近外部評価実施日	令和6年2月26日
評価機関名	しなの福祉教育総研
開示方法	長野県介護サービス情報公表システム

以 上

付 則

この運営規程は、平成23年3月1日より施行する。

《改定》	平成27年4月1日	
	平成27年6月1日	
	平成29年4月1日	
	平成30年4月1日	第5条、別紙
	令和元年10月1日	第5条、別紙
	令和3年4月1日	第3、6、12、20、23、24、25、26条、別紙
	令和6年4月1日	第3、5、12、20、27条